

後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 147
FAX (43)1125

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

- (1) 後期高齢者医療制度に加入している人
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人
- (3) 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444
FAX (43)5600

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■令和3年4月2日から令和3年10月1日までの間に、つぎに該当した人

- 4月の年金から保険料を特別徴収します。
- (1) 65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
 - (2) 65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
 - (3) 65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、転入などにより住所変更を行った人

※該当する人には「令和4年度特別徴収開始のお知らせ」を郵送しますので、内容をご確認ください。

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

犬の集合狂犬病予防注射

問合せ 環境課 ☎(48)0331

狂犬病の予防のため、飼い主には、犬の登録と年1回の予防注射が義務付けられています。下記の日程で集合注射を行いますので、接種するようお願いします。お知らせはがきは3月下旬までに郵送します。

対象犬 生後91日以上の子犬

費用 1頭3,500円(注射料金/2,950円、注射済票交付手数料/550円)

※当日はつり銭のないよう、お願いします。

	日時	場所
4月11日(月)	午前 9時30分～11時30分	図書館本館
	午後 1時30分～2時30分	幸手保健所
4月12日(火)	午前 10時30分～11時30分	南公民館
	午後 1時30分～3時30分	西公民館
4月13日(水)	午前 10時45分～11時30分	老人福祉センター
	午後 1時30分～3時30分	市役所
4月14日(木)	午前 9時30分～10時15分	東公民館
	午前 11時15分～正午	葛西用水路土地改良区総合管理所



※未登録の犬は、上記料金の登録料3,000円が加算されます。

※日程が合わない場合や集合注射時に犬が生後91日に満たない場合は、かかりつけの獣医師または最寄りの動物病院で個別に予防注射を行ってください(料金は動物病院により異なります)。

※犬の健康状態がすぐれない時は、集合注射を受ける前にかかりつけの獣医師または最寄りの動物病院に相談してください。

※咬傷事故があった場合は、幸手保健所に連絡してください。

※狂犬病予防注射済票に犬シールを同封していません。希望する人はお申し付けください。

公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、年金天引き(特別徴収)で納めている人は、引き続き特別徴収します。

市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133
FAX (43)1125

4月からの市・県民税の特別徴収

現在、市・県民税を特別徴収で納めている人は、前年度の年額の1/2相当額を4・6・8月の3回に分けて、年金から仮徴収します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、また特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金などからの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

国民健康保険税

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144
FAX (43)1125

4月からの保険税の特別徴収

現在、保険税を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険税と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険税の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している人
- (2) 世帯の国民健康保険加入者の全員が年齢65歳～74歳の人
- (3) 世帯主の年間の年金受給額が18万円以上の人
- (4) 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。
※国民健康保険の被保険者で、令和4年度に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

4月1日以降に市に対して発行する請求書は、押印を省略できます

押印を省略した場合、電子メールやファックスでも請求書を提出することができます。電子メールで提出する際は、可能な限りPDF形式のデータを添付してください。なお、引き続き、押印のある請求書も受け付けます。

～請求書には、つぎのことを記載してください～

- ① 請求者の住所
- ② 請求者の氏名(法人の場合は、法人名および代表者職・氏名)
- ③ 請求書のあて名(幸手市長)
- ④ 請求内容(工事名、委託業務名、品名、数量、単価、金額など)
- ⑤ 請求の合計金額
- ⑥ 請求年月日

※必要事項の記載がない場合、請求書を受理できないことがあります。
※内容確認のため、ご連絡することがあります。ご協力をお願いします。



※やむを得ず訂正する場合は、訂正を要する部分に二重線を引いて訂正印を押して、その上部に正しく記載してください。なお、請求の合計金額は訂正できません。

問合せ 会計課 ☎(43)1111 内線 114